

鳥取県告示第 862 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 1・3・1 号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路 3・5・4 号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路 3・6・1 号高福西御門線

智頭都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路 1・3・1 号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木、長谷字川向、字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字堤下夕、字池ノ内、字藪ノ元、字西ノ畑及び字弁才天、玉津字早魁、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下夕及び字稲田、上味野字大坪上ノ割、字大坪下ノ割、字小屋場、字北谷堤奥及び字洞貝、下味野字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷、字観音谷、北村字池ノ内、字池ノ内谷及び字池ノ内東分、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内堤谷、字池ノ内西、字池ノ内北平、字西石田、字高畷、東石田及び玉向並びに本高字白木、字道免、字白木西分、字白木東分、字段木及び字円ノ前

(2) 八頭中央都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市用瀬町安蔵字井手口、字向井田及び字高畔、別府字ビワガイチ、字寺谷及び字橋向並びに美成字船ヶ谷茶園ヶ平ル及び字猪子塔並びに同市河原町佐貫字堤ノ内、字岡崎及び字馬場川、高福字ロイツフ谷

変更する部分

鳥取市用瀬町川中字猿山、字中山、字鶯ヶ谷及び字カラヒツ、宮原字檜木ヶ嶽、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、安蔵字岡影平、字荒田平、字下モ河原、字宮ノ前、字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字熊谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字安岡口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字桂谷ノ内ゴウロ谷、別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字井手術、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ谷、字横岩及び字小谷並びに美成字桂谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字王子畑口林下、字王子畑、字下モ王子畑、字盲谷、字松ヶ谷、字天王、字オヶ谷、字高田、字下モ山、字岨詰ノ下モ及び鬼ヶ嶽、同市河原町佐貫字若桑谷、字千切ヶ谷、字平尾、字筑紫ヶ谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上基、字大星及び字大田、八日市字荒堀及び字天水、高福字上新田、字大ガンキャウ、字大ガンキャウ宮ノ上、字高谷平、字奥イツフ谷、字イツフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字島田、字向畑、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び下河原、今在家字向河原及び字中河原、片山字畑牧場、字下沖、字切岩、字村ノ前、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字乙水出、字岨、字宮ノ下夕、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下

モ三味、字向河原、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに同市西円通寺字畑ヶ中

(3) 八頭中央都市計画道路 3・5・4 号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町高福字荒田、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原、今在家字向河原、字古屋敷及び字中河原、片山字畑牧場、字恵比須木、字下沖、字切岩、字村ノ前、字高国、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字村ノ下モ、字乙水出、字水出、字宮ノ元、字岨、字宮ノ下タ、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字道東、字砂子、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに同市西円通寺字畑ヶ中

(4) 八頭中央都市計画道路 3・6・1 号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福字長通り及び字中道端

(5) 智頭都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

変更する部分

八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江児、字井手口通り、字従来ノ前、字小山河原、字黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅途、字岨、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字ニノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ